

## 会 議 録

会議の名称		平成30年度第3回守谷市地域包括支援センター運営協議会		
開催日時		平成30年7月26日（木） 開会：午後2時　閉会：午後3時30分		
開催場所		守谷市役所 庁議室		
事務局（担当課）		保健福祉部 介護福祉課		
出席者	委員	城賀本会長，星野会長代理，地引委員，今井（由）委員， 松田委員，高橋委員，戸田委員，佐藤委員，坂本委員， 吉田委員，今井（早）委員 <span style="float: right;">計11人</span>		
	その他			
	事務局	小林保健福祉部次長兼介護福祉課長， 稲葉地域包括支援センター長，森山介護福祉課課長補佐， 高橋係長，芳師渡係長 <span style="float: right;">計5人</span>		
公開・非公開の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
公開不可の場合はその理由				
会議次第		1 開 会 2 あいさつ 3 協議事項 （1）地域包括支援センターの機能強化（案）について （2）地域包括支援センター担当圏域（案）について 4 そ の 他 5 閉 会		
確定年月日		会議録署名		
平成31年1月30日		城賀本 満登		

## 審 議 経 過

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 協議事項

#### (1) 地域包括支援センターの機能強化（案）について

守谷市地域包括支援センターの現状と課題、今後の地域包括支援センターのあり方及び市の重点・強化取組事業を説明した。また、地域包括支援センターを委託した場合のメリット、デメリット等を説明し、地域包括支援センターの委託について承認をいただいた。

#### 【意見】

会 長： 地域包括支援センターの業務の大部分を委託することで、地域包括支援センターの業務が変わりますが、事務局の説明に対して御質問・御意見がありましたらお願いいたします。

委 員： 生活支援体制整備事業ですが、この中にまちづくり協議会6地区とありますが、実際にまちづくり協議会というのが進んでいるのでしょうか。なかなか進んでいないと耳にしています。

事務局： まちづくり協議会は6地区ありますが、市民協働推進課が事務局となっており進捗状況については情報共有しております。北守谷地区は設置の準備段階ですが、地区が広範囲にわたり、住民全体が把握しているかどうかは不明です。その他の地区では高野地区も設置に向けた準備が進んでいると聞いております。

委 員： 在宅医療について、取手医師会に委託されているということでしたが、これ以外に現在委託されている事業所があるのかという点と、地域包括支援センターの業務委託を何事業所に任せるのか、具体的にもし案があれば教えていただければと思います。

事務局： 在宅医療・介護連携推進事業は取手医師会という組織にお願いをしております。取手市・守谷市・利根町とそれぞれ2市1町が管轄するエリアで、医師がチームを作り、在宅医療を担うような診療体制や、平成30年からは、専門職からの相談窓口を設置しております。例えば都内の病院で治療しているが、地元で受診や訪問診療を受けたいというようなケースに対応しています。また、啓発事業も医師会に委託をして、相互に協力し合いながら事業を勧めております。守谷市の医療機関も医療チームに所属していただき、訪問診療体制に協力いただいています。

また、2つ目の地域包括支援センターの委託については、市内の各事業所に事前に委託する業務の内容等をお伝えし、受託の意向等を確認しております。その中で保健師などの専門職の人員確保が厳しいと、不安

材料もあるとのお話をうかがっております。

会 長： この在宅医療・介護連携推進事業は、取手市医師会が窓口となり管内の意志を統括しています。具体的には、例えば病院から退院し在宅となる場合は、各職種が集まり、在宅へ移行した場合の対応について話し合いをする機会を設けています。実際的なところは医師会を介さないで、その場で訪問看護や訪問診療を、どう利用していくかということが行われています。

委 員： 認知症総合支援事業でボランティアの方とともにとありますが、ボランティアの方は具体的にどういう方で、なぜボランティアなのかを教えてください。

事務局： 啓発事業として、脳活ボランティアの研修を行い、受講された方が中心となって、予防活動を地域で行っています。この脳活ボランティアは、研修を受けなければ活動できないので、今後違う形でボランティア育成をする等様々なやり方があると思います。行政主導だけではなく、地域の中で、より身近なところで、みんなが集まれる場を作ること等です。そのためにも、認知症を理解できて、一緒に考え、啓発ができる人を増やす目的のために、認知症サポーター養成講座を定期的に行っております。またその認知症サポーターになられた方が、ステップアップするためのフォローアップ研修等も今後実施していきたいと考えております。

委 員： 実際にそのボランティアをやりたいという方はどのくらいいるのですか。

事務局： 認知症サポーター養成講座は小学生・中学校でも行っておりますので、延べ人数だと3,000人位おります。ただ、受講後何かをやりたいという人の拾い上げはしていません。広く浅く行う方の中から、さらにステップアップをできるのではないかと考えております。実際ボランティア活動をされている委員さんの視点からはいかがでしょうか。

委 員： ボランティアという言葉が、非常に抽象的な言葉だと思います。私は守谷町に引っ越してきた時、行政の方から声をかけていただき守谷市国際交流協会と一緒に立ち上げて、母の介護もある中で行っておりますが、完全に無償です。すべて持ち出しです。そういうことに対して今の若い方たちにとっては、理解できないと思います。有償ボランティアなら多少なりとも動くでしょうが。国際交流という言葉に魅力を感じて問い合わせがあっても、すべて無償となると、だんだん引いていってしまいます。ボランティアって言葉はいいですが、じゃあどこまでそれができるかということで。具体的に無償か有償か、有償でも何に対しては出ます、というような形にしては。若い方だと、ガソリン代も出ないなら車も出せないという状況です。ボランティアという言葉だけでいいように動いていますが、具体的な名称にされた方がよろしいかと思っております。

会 長： 御意見ありがとうございます。これは重点取組事業ですので、より十分な対応をお願いできたらと思います。

委 員： 地域包括支援センターが課題を抱えていて、きめ細かいサービスを行いたいというお話は聞きましたが、具体的な日程や時系列的なお話しが全くありませんので、それについて目標はありますか。

事務局： 今回、ご提示したものは直営の地域包括支援センターをどうするかということで、7期計画でも記載しております。7期計画は今年度30～32年度の3年の中で地域包括支援センターの委託に関して具体的にすると明記しております。つまりは、この3年の中で委託することを目標としています。

委 員： 期間としては先のことなんですね。

事務局： これは市の庁議等を踏まえて進めます。平成31年度中には具体的な形が見えるようにして、理想的には平成32年度に委託を受ける側がいれば決めていきたい。できれば、来年度には公募ができるような状況にしていきたいので、そこで一般の方にも具体的に見えるような形になる構想です。ただ、委託をかけるには様々な委員会を通していかなければいけませんので、そこで問題がなければ実現化できると思います。

委 員： 取組としては、すぐにでもやっていただきたいことですが。現場のマンパワーが足りないがため、やりたいことができないというのが現状ではないかと。目標は31年度に具体的に進めて、平成32年度中には委託を決めているということですが、もう少し前倒しして、自分たちがやりたい仕事ができるように、苦心してください。

会 長： ありがとうございます。他にありますか。

委 員： 強化学業の生活支援体制整備事業と地域ケア会議というのは、社協でやっている仕事とは違うのですか。社協でも地域ケア会議のようなことをやっていますよね。まったく違うお仕事をされているのですか。業務の分担はどうなっているのですか。

委 員： 社会福祉協議会の方でも、地域ケアシステムという事業が、茨城県の方から社会福祉課におりてきて、社協が委託を受けて行っております。地域ケアシステムは地域に住んでいるすべての方が対象です。子どももいれば、高齢者や障がい者もいるということで、その人だけではなく家族も支援するので、地域に住んでいる方すべてが対象になります。地域包括支援センターがやっている地域ケア会議は高齢者が対象なので、高齢者の分野に関しては地域包括支援センターと一緒にすることも多いです。会議が重なることも多いという現状です。地域ケアシステムは茨城県が独自で始めたことで歴史としては長く、それを続けていますが、介護保険が後に始まり、高齢者に特化したものが始まってきたので、茨城型の地域ケアシステムとして統一という意見もありますが、降りてくるお金が違うこともあり、統合は難しいのが現状です。ただ、実際の業

務の中では子どもの分野は児童福祉課と一緒に、障がいの方は社会福祉課と一緒に、高齢者に関しては介護福祉課と地域包括支援センターと一緒に going しています。

委員： わかりました。地域包括支援センターは高齢者が対象ということで。

事務局： 地域包括支援センターは介護保険法の中での位置付けですので、大原則として、65歳以上が対象となっております。

会長： 地域包括支援センターの機能強化案については、原案どおり承認いただけますでしょうか。

**【一同了承】**

今後、地域包括支援センターの委託に関しては市の決定機関である庁議等の承認を得て進めていくことになると思いますので、次回以降決定された内容の報告をお願いいたします。

**(2) 地域包括支援センター担当圏域（案）について**

地域包括支援センターを委託する場合の圏域設定について説明し、地域包括支援センター担当圏域について意見をいただいた上で、承認いただいた。

**【意見】**

委員： そもそも圏域がよくわからないのですが、住所によって地域包括支援センターが違うということですよ。それ以外に意味はあるのですか。例えば、私の母親が施設に入りたいが紹介してくださいと聞いた場合、その圏域内の施設しか紹介してもらえないかとかになるのですか。

事務局： 圏域というのは地域包括ケアシステムの概念で、身近なところで相談ができるということですので、圏域という言葉を使っています。包括ケアシステムというのは、在宅医療や介護の相談、介護予防のサロンなど、自分で出向くような場所を身近なところで構築していくという考えです。サービス事業所が自分の住む圏域でしか使えないということはありません。

委員： 間違えて別の地域包括支援センターに相談に行ってしまうと、それは断らないということでしょうか。

事務局： そのとおりです。実際に運用する時に、そういったことも踏まえたマニュアルを作成します。

会長： 他に何かありますでしょうか。

委員： まちづくり協議会もこの6地区で行っており、準備委員会が発足しているの、それを踏まえると、この分け方がとても理想的だと思います。守谷市の広さを考えるとどこでも30分以内ではという気もしますが、住民にとっては近い所があれば一番良いことですものね。デメリットにある周知方法は、近くに相談場所がありますよ、なんでも相談に来ていいですよと上手くやっていただければと思います。

会 長： はい。ありがとうございます。在宅介護支援センターはこれからも置くのでしょうか。

事務局： 当初、委託を考えた際、在宅介護支援センターは終了と思っておりました。しかし、身近な相談場所が必要だという観点からすると、委託の地域包括支援センターの認知度が定着するまでは在宅介護支援センターをブランチとして置くのも一つの案と考えております。市の庁議で説明した上で了承いただければですが。ただ、費用対効果といったことで市役所内から意見が出るかもしれません。

会 長： ありがとうございます。他にはありませんか。

委 員： この案①で分けたときに、先ほど地域包括支援センターの委託の話で2か所ほどお返事をいただいているという話しでしたが、丁度良く2か所にと図れるのでしょうか。

事務局： 細かいことはまだですが、バランスよくなるよう提案しています。

委 員： 先ほど在宅介護支援センターについて出ましたが、在宅介護支援センターは夜間緊急の時も、対応していただけるので、ぜひそのまま置いていただきたいと思います。お願いいたします。

会 長： はい。どうもありがとうございます。

委 員： 地域包括支援センターはこれからの高齢化に向けてなくてはならない機関だと思っています。その中で、人を集めることがとても大変な時代だと思っています。まして、各職種を2人ずつ集めなければいけないとなった時でも、これを委託先の事業所で探さなければいけないということだと思います。それに関しては市でお手伝いしていただけるのでしょうか。それともすべて事業所でやらなければいけないのでしょうか。

事務局： 「お手伝い」というニュアンスがどこまでの手伝いかということもありますが、基本的には委託する法人に委ねる形になります。委託先の法人が募集をかける、もしくは内部で調整をして配置をするとなると思います。

会 長： 地域包括支援センター担当圏域（案）については、原案どおり承認いただけますでしょうか。

【一同了承】

### 3 その他

次回の会議日程について

平成30年10月23日（火）午後1時30分から開催することとなった。

### 5 閉 会